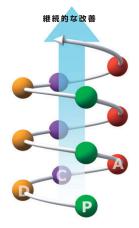
運転保安の向上

運輸安全マネジメントの推進

2006(平18)年に鉄道事業法が改正・施行され、法の目的に「輸送の安全確保」が追加されるとともに、鉄道事業者に対して「安全管理体制の確立」が義務付けられました。これを受け、当社では、安全を確保するための事業の運営方針、管理体制や方法などを定めた「安全管理規程」を制定するとともに、「運輸安全マネジメント」を所管する組織を新設するなど、安全管理体制の強化を図りました。

さらに2010(平22)年10月には、鉄道 事業部門における内部統制の強化、迅速 かつ組織的な異常時対応の遂行、安全を 基軸とした研修・教育を行う安全推進部 を新設しました。

鉄道事業にとって「安全」は最大の使命、最高のサービスであり、すべてにおいて優先されるとの信念のもと「輸送の安全に関する方針等の策定、実行、チェック、改善」というPDCAサイクルを機能させ、経営トップから現場までが一丸となり、輸送の安全のための取り組みを継続して向上させる「運輸安全マネジメント」を推進しています。



Plan : (計画) 取組計画の策定

▶ = Do :(実行)施策実施

○ = Check : (点検) 評価△ = Act : (改善) 継続

「運輸安全マネジメント PDCAサイクル図

:(改善) 継続的な見直しと改善

安全報告書の発行

鉄道事業法で作成・公表が義務付けられた「安全報告書」の内容を含む「安全・社会・環境報告書 CSRレポート」を毎年発行し、当社の輸送の安全確保への取り組みについて記載しています。

なおこの内容は、 当社ホームページ に掲載しているほか、小冊子として お客様にも配布し ています。



安全・社会・環境報告書 2010 CSRレポート

立体交差化と踏切安全対策

運転保安の向上のため、線路と道路の立体交差化や踏切の整理統合を行ってきました。特に連続立体交差化については、1964(昭39)年に京王線の新宿駅〜初台駅間を地下化したのを皮切りに事業を順次進め、1993(平5)年に長沼・北野駅付近を、1994(平6)年には府中駅付近をそれぞれ高架化し、線路と道路の連続立体交差化を実現しました。

このような立体交差化や踏切の整理統合の結果、踏切数は1955(昭30)年度の322ヵ所から2007(平19)年度末で155ヵ所に減少しています。

現在、東京都、調布市と協力しながら 調布駅付近連続立体交差事業を進めてい ます。

また、京王線笹塚以西の鉄道立体化に ついては、事業主体である東京都ととも に事業化に向け、都市計画手続きや環境 影響評価などを進めていきます。

このほか、踏切に各種保安装置を設置 し、保安度の向上に努めています。

●調布駅付近連続立体交差事業

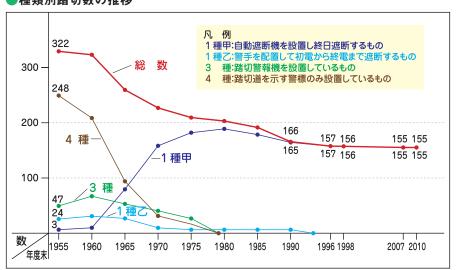
東京都が整備を進めている都市計画道路と京王線との立体交差化を図るため、東京都、調布市と協力しながら、調布駅付近の連続立体交差事業を進めています。

この事業の完成により、京王線の柴崎駅〜西調布駅間の約2.8kmと相模原線の調布駅〜京王多摩川駅間の約0.9kmを地下化し、鶴川街道や狛江通りなどとの立体交差化を図ることで、18ヵ所の踏切を廃止します。

※連続立体交差事業

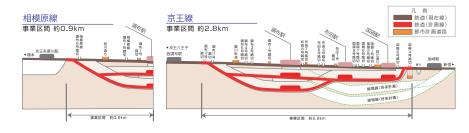
連続立体交差事業は2ヵ所以上の幹線 道路を含む多くの道路と鉄道を連続的に 立体化するものであり、道路整備の一環 として実施する国土交通省の国庫補助事 業です。

●種類別踏切数の推移









踏切障害物検知装置

踏切における列車と自動車などとの接触事故を未然に防止するため、95ヵ所の

踏切に踏切障害物検知 装置を設置しています。 踏切障害物検知装置が 踏切内に何らかの障害 物を検知すると、発光 信号機が作動して運転 士に異常を知らせます。



的障害物検知装

踏切支障報知装置(非常ボタン)

踏切における列車と自動車などとの接触事故を未然に防止するため、155ヵ所のすべての踏切に踏切支障報知装置(非常ボタン)を設置しています。踏切内で閉じ込められるなどの緊急事態が生じた場合、ボタンを押すと、発光信号機が作動して運転士に異常を知らせます。



踏切支障報知装置(非常ボタン)

踏切の歩道部のカラー舗装化

踏切内における歩行者の安全を確保するため、歩道のあるすべての踏切で車道と歩道を明確に区別するカラー舗装化を行っています。

くぐりぬけ防止啓発テープ

遮断桿が下りた後の踏切内への侵入を 防ぐため、すべての踏切の遮断桿にくぐり ぬけ防止の啓発テープを設置しています。

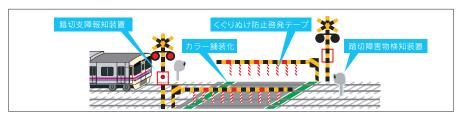


踏切歩道部のカラー舗装化

定時間警報装置

朝間ラッシュ時間帯などで、列車が先 行する列車に接近すると速度が低下し、 踏切の遮断時間が長くなり過ぎてしまう ため、踏切が閉まり始めるタイミングを遅 らせる定時間警報装置を導入しています。

朝間ラッシュ時間帯に遮断時間が長くなりやすい京王線の調布以東の踏切に整備しています。



列車種別選別装置

京王線は6種類(特急、準特急、急行、 快速、通勤快速、各駅停車)、井の頭線 は2種類(急行、各駅停車)の列車種別が あります。

速度の速い列車に踏切の警報開始点を 合わせると、踏切の遮断時間が長くなり 過ぎてしまうため、列車の種別や速度に 合わせて踏切を制御する列車種別選別装 置を設置し、踏切の遮断時間短縮に努め ています。

各種運転保安設備

鉄道総合指令センター

鉄道総合指令センターには列車の運行などを管理する運輸指令と、電力の供給を管理する電力指令の機能が集約され、平常時だけでなく、事故や災害発生時の対応を迅速に行えるよう、連携を強化する体制を整えています。

なお、鉄道総合指令センターの建物には、免震機能や落雷を防止するシステム を備えています。

●運輸指令所

列車の運行を円滑に行うため、TTC (列車運行管理システム)により、列車の 進路設定、出発指示合図などを自動制御 しています。事故発生時などには、列車 の位置や遅れなどを総合的に判断し、運 行ダイヤの整理・復旧を図るとともに、 駅・車両の電光掲示板などを通じて運輸 指令所から一括して運転状況などをお客 様にご案内します。

また、沿線に設置された計測機器で観測された震度・風速・雨量などのさまざまな情報が運輸指令所に集約されるほか、気象庁の緊急地震速報を受信する機能を備えています。



運輸指令所

●電力指令所

列車運転用電力と駅設備や信号保安設備などに用いる付帯用電力を供給する、20ヵ所の変電所の運転状況や送電状況を、集中監視制御システムにより24時間体制で監視しています。

万一の事故や停電が発生した場合は、 直ちに予備の施設に切り替え、列車運転 への影響を最小限にするなど、電力の安 定供給に努めています。



雷力指令所

ATC(自動列車制御装置)

【設置路線:相模原線】

国土交通省の「鉄道に関する技術上の 基準を定める省令等の一部を改正する省 令」により、曲線・分岐器・線路終端等 に列車が進入する際には、安全ト支障の ない速度まで自動的に列車を減速させる ことができる装置の導入が義務付けられ ました。これを受け、当社では従来の ATS (自動列車停止装置) に比べてさらに 安全性の高いATC(自動列車制御装置) の整備を進めています。

ATCとは、先行列車との間隔や曲線、 分岐(ポイント)、下り勾配、停車駅など さまざまな条件をもとに、常に適正な速 度で走行するよう列車をきめ細かく制御 する装置です。設置路線では、列車速度 が制限速度を超えることがなく、また、 踏切の非常ボタンや障害物検知装置、駅 ホームの列車非常停止ボタンとも連動 し、非常の際には列車を自動的に停止さ せることができます。さらに、気象条件 などにより、運輸指令所から任意の区間 に速度制限をかけることもできます。

相模原線では、2010(平22)年3月に ATSからの切り替えを完了し、使用を開 始しました。

ATS(自動列車停止装置)

【設置路線:京王線(相模原線を除く)・井の頭線】

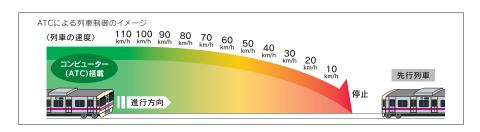
列車の速度が、信号機の現示に対応す る制限速度を超えないように連続的に チェックし、制限速度を超えると自動的 にブレーキをかけて列車を減速または停 止させる装置です。現在、全線でATC (自動列車制御装置)へ切り替える工事を 進めています。

●過走防止装置

過走余裕距離が特に短い終端駅や、列 車が同時に進入進出する駅などに設置し ています。複数の地上子がそれぞれ列車 の速度を照査し、制限速度以上で列車が 通過したときは非常ブレーキを作動させ て列車を停止させます。



過走防止装置



●誤出発防止装置

万が一、列車が停止信号を無視して出 発した場合に、直ちにブレーキをかけて 列車を停止させる装置です。信号機から 分岐器までの余裕がなく、信号機直下の 地上子では止まりきれない場所などに設 置しています。



誤出発防止装置

TNS装置

運転台に設置されており、停車駅に接 近するとブザーで停車駅であることを運 転士に知らせます。その後、ブレーキ操作 をせずさらに停車駅に接近すると、ブ ザーとあわせて自動的にブレーキを作動 させて誤通過を防止します。



TNS装置

防護無線装置

列車の脱線や踏切内での自動車などの 立往生等により、他の列車の運行に支障 を来す恐れがある場合、乗務員が乗務員 室にあるボタンを押し、無線による信号 を発報する装置です。この信号を受報し た列車の運転士は直ちに列車を停止さ せ、事故を未然に防ぎます。



防護無線装置

車両の緊急停止装置

運転士の体調が急変した場合などに備 えて、ハンドルから手が離れると自動的 に非常ブレーキが作動する運転士異常時 列車停止装置や、車掌が強制的に非常ブ レーキをかける装置を車両に搭載してい ます。



運転士異常時列車停止装置

ホーム安全対策

間隙注意灯・スレッドライン

曲線ホーム等、車両とホームとの隙間 が広く開いてしまう箇所がある15駅では、 光の点滅で隙間をお知らせする間隙注意 灯やスレッドラインを設置しています。



スレッドライン

転落検知装置

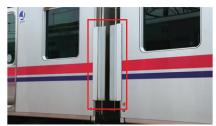
曲線ホーム等、車両とホームとの隙間が広く開いてしまう箇所がある15駅に設置しています。万が一、お客様がホームから転落された場合、この装置が転落を検知し、列車の乗務員や駅係員に知らせます。



転洛検知装

車両外幌

ホームから車両連結部への転落事故を 防ぐため、車両の連結部に外幌を設置し ています。



車両外幌

列車非常停止ボタン

お客様がホームから転落された場合などに、このボタンを押すことで、接近する列車の乗務員や駅係員などに非常を知らせることができます。京王線・井の頭線69駅すべてのホームに約20m間隔で設置しています。



列車非常停止ボタン

ホーム下退避スペース・ステップ

お客様がホームから転落された際の緊急避難場所として、ホーム下退避スペースを整備しています。また、退避スペースのないすべての箇所には、ホームに上がりやすくするためのステップを設置しています。



ホーム下退避スペース



ホーム下ステップ

エレベーター出入口の転落防止柵

ホーム上のエレベーター出入口が線路 側を向いている駅の一部では、転落防止 柵を設置しています。



転落防止柵

地下駅火災対策

2003(平15)年に韓国で発生した地下 鉄火災を受け、地下鉄における火災発生 時の延焼防止や避難通路の確保などを目 的として「東京都火災予防条例」や国土交 通省の「鉄道に関する技術上の基準を定 める省令」が改正されました。

これに基づき当社では、新宿駅における排煙設備および防火区画の設置工事や幡ヶ谷駅における新たな避難通路の設置工事などを行い、2008(平20)年度にすべての地下駅火災対策を完了しました。





幡ヶ谷駅の避難通路(上)と地上出口(下)

自然災害対策

自然災害に早期に対応するため、沿線に地震計・風速計・雨量計・水位計を設置しています。それぞれの計器で観測されたデータは運輸指令所をはじめとする各鉄道現業事務所において、24時間体制で監視しています。

2007(平19)年度には地震計や風速計などを更新・増設し、エリアごとにきめ細かく気象状況を把握しています。

また、2009(平21)年7月からは気象情報会社から降雨情報を入手するなど、気象に関する情報を幅広く把握するよう努めています。



地震対策

沿線11ヵ所に地震計を設置しています。地震計が一定以上の震度を感知すると、列車無線を通じて自動的に全列車に警報を送るシステムを1998(平10)年に導入しています。地震発生の警報を聞いた乗務員は直ちに列車を安全な場所(最寄駅等)に停止させます。

また、2007(平19)年に、気象庁の「緊急地震速報」を活用した早期地震警報システムを導入しました。震度4以上の地震発生が想定される場合、自動的に全列車に無線で警報を送り、乗務員が列車を安全な場所に停止させます。

このほか、1995 (平7) 年に発生した 阪神・淡路大震災の翌1996 (平8) 年度 までに緊急耐震補強を完了しています が、新たな耐震基準に見合う構造物とす るため、引き続き高架橋柱などの耐震性 向上策を行っています。



鋼板巻きによる高架橋柱耐震補強

風対策

沿線17ヵ所に風速計を設置しています。瞬間風速が15m/s以上を観測した場合は速度規制を行い、瞬間風速が25m/s以上を観測した場合は列車の運転を中止するなどの措置を行います。

雷対策

線路内の電気設備への落雷を防止する 対策として、電車線より一段高いところ に避雷針の役割を果たす「架空地線」と呼ばれる防護線の設置を進めています。

雪対策

パンタグラフは従来のひし形のものより着雪面の少ないシングルアームパンタグラフを採用しています。また、分岐器(ポイント)に電気融雪器を設置しているほか、車両基地等の電車線には着雪・着氷を防ぐためにヒーターを内蔵した電線を使用しています。



シングルアームパンタグラフ

脱線事故防止

車両の静止輪重

車両の輪重比(左右の車輪にかかる荷重のばらつき)が国の定める10%以内となるよう、輪重測定装置を導入し、調整しています。

車輪フランジ角度

車輪にあるひっかかり部分(フランジ)と レールの水平面に対する角度は、国が推奨 している70度を従来から採用しています。

脱線防止ガード

国からの通達では、半径200m以下の曲線に脱線防止ガードを設置することが定められていますが、当社では従来からその基準を上回る半径300m以下の曲線に設置しています。また、分岐器(ポイント)にも順次設置しています。



脱線防止ガード

軌道の平面性

曲線部における軌道のねじれを測定 し、国が定める平面性の基準値を満たす よう管理しています。

レールの研削

レールの傷などをなくし、安定した列車の走行と騒音を軽減するため、レールを研削しています。

鉄道施設の保守点検

総合高速検測車(DAX)

実際の列車と同じ速度で走行しながら、架線と軌道を同時に検測することができる総合高速検測車を2008(平20)年に京王線に導入しています。

従来は、架線と軌道の検測は主に終電後の限られた時間に別々で行っていましたが、総合高速検測車は架線と軌道を同時かつ日中に検測できるため効率化されたほか、特殊な機器を用いているためミリ単位で検測することができます。検測で得られたデータを保守計画に反映し、さらなる安全性・乗り心地の向上を図ります。



総合高速検測車

線路の保守点検

線路とは、列車の走行に必要なレール・マクラギ・道床・トンネル・橋・踏切などの総称です。線路を常に正常な状態に保つために、レール・マクラギ・道床の更換などの線路の保守点検を毎日行っています。線路上に敷きつめられた砕石を固めたり、更換する道床の保守作業は、列車の乗り心地を良くするほか、

騒音・振動を抑えるために実施しています。このつき固め作業にはマルチプルタイタンパーと呼ばれる作業車を使用して効率的に行っています。



マルチプルタイタンパー

電線路の保守点検

電線路とは、線路に沿って設置されている電線やこれを支える電柱などの支持物の総称です。電線路には、列車の走行に必要な電気を供給する電車線と、駅の照明・エレベーターなどの設備や信号機・踏切の遮断機などの保安設備に必要な電気を供給する高圧配電線があります。これら電線路を通して、各種機器に電気を安定供給するため、定期的に保守点検を行っています。



軌陸両用作業車

車両の検査・保守

列車が安全に運行するために定期検査 を行っています。日常的な検査は検車区 (京王線は若葉台・高幡不動、井の頭線 は富士見ヶ丘)で実施し、大規模な検査 と修理は若葉台丁場で実施します。

●検車区

列車検査、月検査という定期的な検査 と、臨時の検査や小規模な修理を行うほか、車両洗浄装置を使用して、車両の清掃 を行っています。また、若葉台検車区では 床下型車輪旋盤装置による車輪の削正を 実施し、静かで乗り心地のよい車両を送り出しています。

●工 場

4年または走行距離が60万km(一部の車両は40万km)を超えない期間に行う重要部検査と8年を越えない期間に行う全般検査のほか、更新工事や大規模な修理を行っています。これらの業務を行っている若葉台工場は、公害の発生源とならないよう万全の対策が施されています。



若葉台工場